

明石市簡易耐震診断推進事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、明石市内に存する住宅（国、地方公共団体及びその他これらに準ずるものとして市長が認める団体が所有する住宅を除く。以下同じ。）の所有者が当該住宅の耐震診断を希望する場合に、明石市が耐震診断技術者を派遣して耐震診断を実施することにより、建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 建築物の地震に対する安全性を簡易な方法で評価することをいう。
- (2) 簡易耐震診断推進事業 次条第1項に規定する対象住宅について、明石市が耐震診断に関する事業計画を定め、耐震診断技術者を派遣し、耐震診断を行うことにより、住宅の地震に対する安全性の向上を図る事業をいう。
- (3) 戸建て住宅 一敷地に独立して建てられた一戸の住宅をいう。
- (4) 共同住宅 複数の住戸が一棟に建築された住宅で、廊下、階段その他共用に供されるべき部分を有するものをいう。
- (5) 長屋住宅 壁を接し、又は共有して複数の住戸を並べて建てた一棟の住宅をいう。
- (6) 耐震診断技術者 兵庫県簡易耐震診断推進事業実施要領第2条第1号に規定する簡易耐震診断員をいう。
- (7) 管理者等 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第25条に規定する管理者及び同法第49条に規定する理事をいう。

(対象となる住宅の要件)

第3条 耐震診断技術者を派遣する対象となる住宅（以下「対象住宅」という。）は、明石市に存する住宅で、次に掲げる要件のすべてに該当するものとする。

- (1) 昭和56年5月31日以前に着工されたこと。
- (2) 延べ面積の2分の1を超える部分が居住の用に供されていること。
- (3) 次に掲げる工法以外で建てられたこと。
 - ア 枠組壁工法
 - イ 丸太組工法
 - ウ 建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）による改正前の建築基準法（昭和25年法律第201号）第38条に規定する認定構

法

- (4) 原則として、建築基準法の規定による基準に適合していること。
- (5) 次条に規定する申込者以外に当該住宅に係る所有権、賃借権等の権利を有しているもの（以下「権利者」という。）が存する場合にあっては、原則として、耐震診断の実施について、当該権利者全員の同意が得られていること。
- (6) 建物の区分所有等に関する法律の適用を受ける住宅にあっては、耐震診断の実施について同法第3条に規定する団体の議決等を経ていること。

（事業の内容）

第4条 市長は、本要綱に基づき耐震診断を受けようとする所有者又は管理者等（以下「申込者」という。）より次条に規定する申込みがあった場合は、予算の範囲内で、当該住宅に対し申込者が選定する耐震診断技術者を派遣して耐震診断を行い、その結果を申込者に報告するものとする。

（申込み手続き）

第5条 申込者は、兵庫県が定める耐震診断技術者名簿から耐震診断技術者を選定し、市長が別に定める明石市簡易耐震診断推進事業施行細目（以下「細目」という。）に定める簡易耐震診断申込書（以下「申込書」という。）に次の各号に定める書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 建築確認通知書その他対象住宅の建築時期が確認できる書類の写し及び付近見取図その他対象住宅の場所が確認できる書類
- (2) 管理者等が申込みをする場合には、細目に定める明石市簡易耐震診断推進事業の申込書及び実施に関する証書
- (3) 共同住宅又は長屋住宅について申込みをする場合（前項の場合を除く。）は、細目に定める明石市簡易耐震診断推進事業の申込書及び実施に関する同意書
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定により選定される耐震診断技術者は、対象住宅が建築士法（昭和25年法律第202号）第3条から第3条の3までに規定する建築物であるときは、当該各条に規定する資格を有する者でなければならない。

（耐震診断技術者の派遣の決定）

第6条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、当該申込みの内容を審査し、耐震診断の実施を決定したときは、細目に定める耐震診断実施決定通知書（以下「決定通知書」という。）により当該申込者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により耐震診断の実施を決定する場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

3 市長は、第1項に規定する審査の結果、耐震診断技術者を派遣しないことを決定したときは、その理由を付して、細目に定める耐震診断実施要件不適合通知書により当該申込者に通知するものとする。

4 市長は、決定通知書の内容に変更が生じたと認めるときは、当該通知書の内容を変更することができる。

第7条 削除

(耐震診断の着手)

第8条 市長は、第6条第1項の規定により耐震診断の実施を決定したときは、速やかに、耐震診断技術者に派遣を依頼するものとする。

(申込みの取下げ)

第9条 申込者は、決定通知を受けた後、事情により耐震診断をしないときは、決定通知を受けた日の翌日から起算して15日以内に細目に定める簡易耐震診断実施決定辞退届に次の各号に定める書類を添えて市長に第5条に規定する申込みを取り下げることができる。

(1) 管理者等が届出する場合は、細目に定める簡易耐震診断実施決定辞退の届出に関する証書

(2) 長屋住宅の場合は、細目に定める簡易耐震診断実施決定辞退の届出に関する同意書

(3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による届出があったときは、当該申込みは、なかったものとみなす。

(耐震診断の実施)

第10条 耐震診断技術者は、対象住宅に対し耐震診断を実施し、速やかに、診断結果を市長に報告するものとする。

2 市長は、耐震診断技術者から診断結果の報告があった場合は、速やかに、診断結果を申込者に報告するものとする。

(実施の決定の取消し)

第11条 市長は、申込者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、耐震診断技術者による耐震診断の実施の決定を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申込その他の不正の行為により派遣の決定を受けたことが判明したとき。

(2) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により耐震診断の実施の決定を取り消したときは、細目に定める簡易耐震診断実施決定取消通知書により当該申込者に通知するものとする。

(守秘義務等)

第12条 耐震診断技術者は、耐震診断に関し職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 耐震診断技術者は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 申込者に対し、不必要な診断、設計及び工事を勧めること。

(2) 耐震診断を他に委託し、又は請け負わせること。

(3) その他耐震診断技術者としてふさわしくない行為を行うこと。

(補則)

第13条 この要綱の施行について必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

この要綱は平成17年10月17日から施行する。

附 則 (平成21年3月27日制定)

(施行期日)

1 この要綱は平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の明石市簡易耐震診断推進事業実施要綱第7条の規定は、この要綱の施行の日以後に申込みのあった耐震診断の実施について適用し、同日前に申込みのあった耐震診断の実施については、なお従前の例による。

附 則 (平成31年4月22日制定)

この要綱は、制定の日から施行する。